

# 定期預金満期日・中間利払日のご案内

420-0031

静岡県 静岡市 葵区

呉服町1丁目10

いつもお引き立ていただきましてありがとうございます。

かねてお預けいただいております定期預金の満期日(または中間利払日)がまいりますので、ご案内申し上げます。

今後とも引き続き 静岡銀行 をご利用いただきますようお願い申し上げます。

静岡 太郎 様

ご案内の種類		口座番号	取扱番号	満期日又は中間利払日			お預かり金額			ご継続後の新定期預金			定額受取定期預金の場合		
満期日のご案内 総合口座スーパー定期		1234567	0039	平成	年	月	日							円	円
				27	6	3				500,000					
利率	お利息		国税(上)・地方税(下)		差引お受取利息			中間利息のお受取方法			ご入金口座番号		入金指定額	最低確保残高	
%		円		円			円						万円	万円	
0.350		1,750		268 87			1,395				インターネット支店 普通 0021216				

424-0883

静岡市清水区 草薙北 1-10

インターネット支店

0120-72-0312

ご案内の種類		口座番号	取扱番号	満期日又は中間利払日			お預かり金額			ご継続後の新定期預金			定額受取定期預金の場合		
				平成	年	月	日							円	円
利率	お利息		国税(上)・地方税(下)		差引お受取利息			中間利息のお受取方法			ご入金口座番号		入金指定額	最低確保残高	
%		円		円			円						万円	万円	
				円											

\* この預金は預金保険の対象となります。

\* この預金は原則として満期日前に解約することはできません。ただし、当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合は、預入時(継続時)の約定利率ではなく、預金規定に記載した「満期日前解約利率」を適用します。  
(なお、預金規定をご入用の場合は窓口へお申し出ください。)

期限前解約条件付定期預金は、期限前解約応当日に期限前解約となることがあります。

このご案内の作成基準日以降に内容を変更された場合は記載内容と相違することがあります。

\* この預金が期日指定定期預金で満期日を指定する場合は、預入日の1年後の応当日以後の日を、その1ヶ月前までに当店に通知してください。

\* 所得税法第10条ならびに関係政省令で定められた資格を失っている場合には、自動継続後の預金、又は中間払利息により新たに作成する定期預金について、非課税の適用をうけることはできませんので直ちにその旨を当店に届け出てください。

作成基準日 平成 27 年 2 月 28 日

株式会社 静岡銀行 インターネット支店

電話番号 0120-72-0312